

令和4年度秋田県公立高等学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した受検実施のガイドライン (令和4年2月7日改訂版)

令和4年2月7日改訂

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、「三つの密」(①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面、という3つの条件がそろう場所)を徹底的に回避することなどが必要とされている。

受検者や、監督員等の入学者選抜に携わる職員一人一人が、「学校の新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各検査会場において新型コロナウイルス感染症への感染拡大の防止を最大限に図り、いかにして受検者に安心と安全を提供できるかという視点に立って、受検実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、各検査会場の衛生管理体制の構築に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。

なお、今後、状況に変化があった場合は、『美の国あきたネット』の『公立高等学校入学者選抜情報』により、必要な情報の更新・修正等の対応を行うこととする。

2 検査会場の衛生管理体制等の構築

各高等学校は、検査会場において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置を講じること。

具体的には、事前の準備、検査日当日、検査等終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの段階で実施すること。

(1) 事前の準備

① 検査室や面接室における座席間の距離の確保

検査室における座席間の距離は、実施する人数や机・椅子等の配置を工夫するなどして、原則として1メートル程度を確保すること。

面接室における受検者同士の座席間の距離は、原則として1メートル程度を確保すること。また、受検者と面接員との座席間の距離は、実施する人数や椅子等の配置を工夫するなどして、原則として2メートル以上を確保すること。

※座席間の距離については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を参照すること。

② 検査室等の机、椅子の消毒

検査開始前の72時間以上使用していない検査室を除き、検査日前日に消毒用アルコール(次亜塩素酸ナトリウム液(漂白剤)を希釈したものや界面活性剤でも可)を使用し、机の天板や椅子の座面、背もたれの拭

き取りを行うこと。

検査開始前の72時間以内に、検査会場の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とする処置も考えられる）。

③ 別室の確保

受付後及び検査開始後に、発熱等の風邪症状の申し出があった受検者がいた場合に使用する別室や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。

なお、特別な配慮を要する障害等のある受検者のための別室とは別に確保すること。

④ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査会場内におけるマスクの着用を徹底し、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査会場の入口や受付、各検査室の入口付近に速乾性アルコール製剤を配置し、手指消毒を徹底すること。

⑤ 検査会場への入場方法の検討

入場開始時間を早めて検査開始までの時間に余裕をもたせる、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口を使用するなど、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑥ トイレの使用

検査日前日に消毒用アルコールを使用し、ドアノブ、洋式トイレの便座やフタ、洗面台など、手の触れる部分の拭き取りを行うこと。

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内図や順路等を入口付近に掲示すること。

また、ハンドドライヤーのあるトイレについては、ハンドドライヤーの利用を停止し、トイレ内の換気を十分に行うこと。

⑦ 引率教員等の控室の利用

検査会場への入場者数や密集を極力抑制する観点から、検査等以外の用務がある者の入場は控えること。引率教員等の控室の利用については、特別な配慮を必要とする障害等のある受検者に係る引率教員又は当該受検者の保護者による利用に限り認めること。

なお、引率教員や付き添いの保護者については、個人情報の取扱いに十分に注意しながら、氏名や連絡先などを把握すること。また、控室の環境については、受検者と同等の感染予防を講じること。

⑧ 監督員等の体調管理等

当日の検査業務に携わる監督員等については、毎朝の検温や健康観察

を行い、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の監督員等を確保しておくこと。

⑨ 監督員等の感染対策

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「学校の新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑩ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、受検者や引率者に関する情報を域内の保健所等と共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関や学校医等と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

⑪ 新型コロナウイルス感染症に関連した問い合わせ等への対応

秋田県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に関連した外部からの問い合わせ等については、高校教育課が窓口となって対応することとする。

(2) 検査日当日

① 検査会場入場時の対応

検査会場の入口付近に、受付前に手指消毒を行うことやマスクの着用、「健康確認自己申告書」を提出することなどを記載した案内を掲示すること。なお、受付時に受検者本人に口頭で健康状態に問題がないことを確認するとともに、この後、体調が悪くなった場合は、速やかに申し出るように連絡すること。

また、受検者が志願先高等学校の玄関先で密になることがないように、到着し次第検査会場に入場させるなどの配慮をすること。

② 受検者のマスク着用の徹底

検査会場内では、昼食時を除き、マスクの着用を徹底させるとともに、面接時においてもマスクを着用させた上で実施すること。

休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えさせること。
監督員等についても同様とする。

③ 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を徹底すること。

監督員等についても同様とする。

- ④ 受付後及び検査開始後に[※]発熱等の風邪症状が現れた受検者への対応
受付後及び検査開始後に、発熱等の風邪症状の申し出があった受検者については、速やかに保健室などの検査室以外の別室へ移動させ、追検査による対応等を検討すること。なお、帰宅させる際は、他の受検者と接触することがないように配慮すること。

※発熱等の風邪症状とは、次のような症状をいう。

- ・ 37.5℃以上又は平熱比1℃超過の発熱がある場合。
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）のいずれかがある場合。
- ・ 咳き込みが続く場合。
- ・ 味覚異常や嗅覚異常の症状がある場合。

- ⑤ 体調不良を訴えた監督員等への対応

当日の検査業務に携わる監督員等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の監督員等と交代すること。

- ⑥ 換気の実施

学力検査1教科及び面接1グループが終了するごとに、窓やドアを開放するなど、換気を十分に行うこと。

- ⑦ 昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、受検者には自席で食事をとらせること。

(3) 検査等終了後

- ① 監督員等の健康観察

検査日当日に検査業務に携わった監督員等については、毎朝の検温や健康観察を行い、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診などの対応をすること。

- ② 検査室等の机、椅子の消毒

検査等終了後は、消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用して拭き取りを行うこと。

なお、検査等終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒の必要はない。

トイレの消毒についても同様とする。

- ③ 保健所等の関係機関への協力

検査等終了後に、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した受検者や監督員等がいた場合には、当該検査会場の学校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の関係機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3 受検者に対する要請事項

検査会場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、高校教育課は、あらかじめ次のことを各中学校等を通じて受検者及び保護者に要請するものとする。

(1) 受検者本人の健康観察

中学校等は、別添「令和4年度秋田県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への協力について」及び別紙「健康確認自己申告書」をあらかじめ受検者とその保護者に配付すること。

受検者は、受検に向けて、毎朝の検温や健康観察を行うとともに、検査日当日の健康状態を「健康確認自己申告書」に記入し、受付時に志願先の高等学校に提出すること。

(2) 医療機関での受診

発熱等の風邪症状が見られる受検者は、あらかじめ医療機関に電話で相談した上で受診すること。また、受検の可否については、医師の助言に基づいて受検者及び保護者が適切に判断すること。

なお、受検者が検査後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、該当する受検者は速やかに在籍する中学校等にその旨を連絡するとともに、中学校等の校長は志願先高等学校長にその旨を連絡すること。

(3) 受検できない者

検査日当日、次の①、②に該当する者は、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより、他の受検者及び監督員等への感染の恐れがあるため、受検できないものとする。

該当する受検者は速やかに在籍する中学校等にその旨を連絡するとともに、中学校等の校長は志願先高等学校長にその旨を連絡すること。

なお、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナウイルスワクチンの接種を、受検の要件にしないこと。

① 新型コロナウイルス感染症に感染し、入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。

② 自宅における検温や健康観察で、※発熱等の風邪症状が見られる者。

※発熱等の風邪症状とは、次のような症状をいう。

- ・ 自宅で検温し、37.5℃以上又は平熱比1℃超過の発熱がある場合。
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）のいずれかがある場合。
- ・ 咳き込みが続く場合。
- ・ 味覚異常や嗅覚異常の症状がある場合。

ただし、保健所により濃厚接触者に認められ、健康観察のため自宅待

機を要請されている者のうち初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果（以下「PCR等の検査結果」という。）が陰性かつ無症状の者及び保健所業務逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、PCR等の検査を実施ができず、検査結果が得られないものの、無症状である者については、次の「4 無症状の濃厚接触者の対応について」により、受検を認めるものとする。

(4) 検査日当日におけるマスクの着用等

各自マスクを持参し、検査会場では、原則として昼食時以外は着用すること。また、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

トイレ使用後の手拭きは、持参のハンカチ等を使用すること。

4 無症状の濃厚接触者の対応について

保健所により濃厚接触者に認められ、健康観察のため自宅待機を要請されている者のうち、PCR等の検査の結果が陰性かつ無症状の者で、検査日当日も無症状である場合及び保健所業務逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、PCR等の検査を実施できず、検査結果が得られないものの、無症状である者で、検査日当日も無症状である場合は受検を認めるものとする。

PCR等の検査結果が得られない場合については、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行うこととする。また、当該キットが入手できない場合は、無症状であることを十分に確認することとする。中学校等及び高等学校は、次のとおり対応すること。

(1) 中学校等の対応について

無症状の濃厚接触者が受検を希望する場合、中学校等の校長は学力検査等実施日の前日（前期選抜の場合は令和4年1月26日（水）、一般選抜の場合は令和4年3月7日（月）、2次募集の場合は3月22日（火））の午後4時までに志願先の高等学校長へ電話で連絡すること。

また、保健所において濃厚接触者であることやPCR等の検査結果が陰性であることを文書等で証明する義務はないため、受検者及び保護者の申告に基づいて中学校等の校長が濃厚接触者別室受検願を作成し、志願先の高等学校長に提出すること。

なお、濃厚接触者別室受検願は、保健所により濃厚接触者に認められ、健康観察のため自宅待機を要請されているが、PCR等の検査結果が陰性かつ無症状であること又は保健所業務逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、PCR等の検査を実施できず、検査結果が得られないものの、無症状であることから受検を希望する旨を記載し、受検者本人及び保護者が連署したものとする（様式自由）。

(2) 高等学校の対応について

- ① 高等学校長は、無症状の濃厚接触者で受検を希望する者の氏名を中学校等の校長から学力検査等実施日の前日（前期選抜の場合は令

和4年1月26日（水）、一般選抜の場合は令和4年3月7日（月）、2次募集の場合は3月22日（火）の午後4時までに電話連絡を受けるとともに、濃厚接触者別室受検願を受理すること。

- ② 高等学校長は、濃厚接触者別室受検希望者数を学力検査等実施日の前日（前期選抜の場合は令和4年1月26日（水）、一般選抜の場合は令和4年3月7日（月）、2次募集の場合は3月22日（火））の午後5時から午後5時30分までに高校教育課へ電話で報告すること。
- ③ 高等学校長は、学校医や域内の保健所の助言の下、当該受検者を別室で受検させること。なお、無症状の濃厚接触者と他の症状のある受検者、基礎疾患を有する受検者及び特別な配慮を必要とする障害等のある受検者を同一の別室で受検させないこと。
- ④ 無症状の濃厚接触者が他の受検者と接触しないように配慮するとともに、検査運営上、可能な限りトイレを別に確保することが望ましい。
- ⑤ 別室では受検者の座席の間隔を2メートル以上空けること。また、受検者と監督員等の距離を2メートル以上確保すること。ただし、検査用紙回収等の際はこの限りではない。

5 新型コロナウイルス感染症への感染又は感染の疑いにより、一般選抜学力検査等を欠席した志願者への対応

新型コロナウイルス感染症への感染又は感染の疑いにより、一般選抜学力検査等を欠席した志願者については、「追検査」及び「追々検査」で対応するものとする。

実施については、別添「新型コロナウイルス感染症への感染又は感染の疑いにより、一般選抜学力検査等を欠席した志願者への対応等について」により行うものとする。

なお、前期選抜については、追検査等の特別な措置は講じないものとする。

6 合格者発表時の対応について

各高等学校で行う掲示による合格者発表については、一箇所に多くの人が集まらないよう各高等学校において配慮をすること。

また、受検者においても、可能な限り掲示を見るのは受検者本人のみとし、保護者等は掲示を見るのを控えるなど、掲示場所が密にならないような配慮をすること。